地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る 中期目標期間終了時の検討の結果及び措置について

栃木県知事は、地方独立行政法人法第30条第1項の規定による地方独立行政 法人栃木県立がんセンターの中期目標期間の終了時の検討及び措置について、 評価委員会の意見も踏まえ以下のとおりとする。

1 中期目標期間の終了時までに行う検討の結果について

地方独立行政法人栃木県立がんセンターは、平成 28 (2016) 年4月の設立以来、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに県内における医療水準の向上・均てん化を推進してきた。

今後についても、地方独立行政法人の利点を十分に活かした病院運営により、 急速な高齢化の進展や、入院治療から外来治療への移行、医療技術の進歩などの 医療を取り巻く環境変化に迅速に対応し、経営の健全化を図るとともに、県民に 対する医療サービスをさらに充実させていくことが求められる。

2 中期目標期間の終了時までに行う措置

業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止の措置は行わない。

その他所要の措置については、第2期中期目標を地方独立行政法人栃木県立 がんセンターに指示することをもって、講ずることとする。